

音更町結婚新生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の末日まで（以下「対象期間」という。）に婚姻届が受理された世帯をいう。
- (2) 住宅費用 婚姻に伴い新たに物件を購入し、又は賃貸する際に要した費用のうち、物件の購入費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新婚世帯に属する者であること。
 - (2) 世帯の所得が400万円未満であること。
 - (3) 新生活に係る住宅が町内にあり、新婚世帯の夫婦の双方の住所が当該住宅の所在地となっていること。ただし、職務上等やむを得ない事情により別居せざるを得ない場合はこの限りでない。
 - (4) 過去にこの要綱に基づく補助（他市町村の同様の補助を含む。）を受けたことがないこと。
 - (5) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
 - (6) 夫婦ともに町税（国民健康保険税を除く。）に滞納のないこと。ただし、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する要綱（平成21年4月1日制定）第3条に該当するときは、補助金の交付対象者と認める。
 - (7) 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接に関与する者でないこと。
- 2 申請日の属する月が1月から6月までにあつては当該月の属する年の前々年、7月から12月までにあつては当該月の属する年の前年の所得によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、当該無職の者に係る所得については、ないものとする。

4 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っているときは、第2項の規定により算出された所得から、当該所得の算出期間に係る貸与型奨学金の返済額の合計額を控除するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 対象期間に支払われた住宅費用
- (2) 対象期間に支払われた引越費用

2 夫婦の双方又は一方が、次の各号に掲げる手当等を受けている場合は、それぞれ前項の規定により算出した費用の合計額から、当該手当等の額の合計額を控除するものとする。

- (1) 勤務する会社等から支給される住宅手当
- (2) 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号住宅局長通知)に基づく地域優良賃貸住宅制度による家賃助成
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助
- (4) 音更町子育て世帯等向け民間賃貸住宅家賃補助事業実施要綱(平成26年4月1日制定)に基づく家賃等助成

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による補助以外の補助等(前項に規定する手当等を除く。)の対象経費となる住宅費用は、補助対象経費とすることができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

(補助金等交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、音更町補助金等交付規則(平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する補助金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当の無いものに係る書類又は町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

- (1) 音更町結婚新生活支援事業計画(実績)書(別記第1号様式)
- (2) 同意及び誓約書(別記第2号様式)
- (3) 夫婦それぞれの所得証明書
- (4) 夫婦それぞれの年齢が分かる書類
- (5) 物件の売買又は賃貸借契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第15条第1項に規定する補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる

書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、交付決定者において該当のないものに係る書類又は町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

- (1) 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し
- (2) 戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書
- (3) 世帯全員分の住民票の写し
- (4) 住宅手当等支給証明書（別記第3号様式）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、前項の書類を交付申請書に添付して提出した場合は、規則第15条第3項の規定により実績報告書の提出を省略することができる。

（交付の決定の取消し、返還等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、規則第20条第4項に規定する補助金等交付決定取消通知書により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。